平成 25 年 1 月 24 日招集

平成 25 年 7 月 24 日招集

新潟県燕市

Ħ	次	

議案第	1	号	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び	
			新潟県市町村総合事務組合規約の変更について―――――	-1 頁
議案第	2	号	平成24年度燕市一般会計補正予算(第9号)————————————————————————————————————	一別冊

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成25年 3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から下越清掃センター組合及び上 越地域水道用水供給企業団を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組 合規約を次のとおり変更するものとする。

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約 新潟県市町村総合事務組合規約(平成16年総行市第30号許可)の一部を次 のように変更する。

別表第1中「、下越清掃センター組合」及び「、上越地域水道用水供給企業団」を削る。

別表第2の1の項中「、下越清掃センター組合」を削り、同表2の項及び3の項中「十日町市」を「小千谷市、十日町市」に改め、「、下越清掃センター組合」を削り、同表4の項及び5の項中「、下越清掃センター組合」を削り、同表6の項中「、下越清掃センター組合」及び「、上越地域水道用水供給企業団」を削る。

附則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。